



市民意見公募（パブリックコメント）意見募集

◎第5次山陽小野田市障害者計画（案） 第7期山陽小野田市障害福祉計画（案） 第3期山陽小野田市障害児福祉計画（案）

市が取り組む障害福祉施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めた障害者計画、障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量や確保の方策を定めた障害福祉計画および障害児福祉計画の案に対する意見を募集します。

- ◎意見ができる人 市内に在住する人、市内に事務所（事業所）を有する個人・法人・団体、市内在勤・在学の人
- ◎閲覧場所 障害福祉課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所 ※市ホームページで閲覧することもできます。
- ◎提出期限・募集方法 2月2日（金）（必着）に任意の用紙に住所、氏名、ふりがな（団体の場合は事務所の所在地、団体名および代表者氏名）を記入し、郵送または窓口（FAX、E-mailでも可）※住所・氏名が公表されることはありません。
- ◎意見の公表 いただいた意見は内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみの意見、内容に合致しない意見、住所・氏名等を明記していない意見等は公表されません。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。

※提出された意見に対する個別の回答はしません。

〒756-8601 山陽小野田市 障害福祉課（☎82-1170 FAX82-1210）

◎山陽小野田市空家等対策計画（素案）

本市では、平成30年10月に策定した「山陽小野田市空家等対策計画」に基づき、様々な施策を展開していますが、今後、増加する空家等がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることや国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正を行ったことに伴い、計画の改定を予定しています。この改定にあたり、市民のみなさんからのご意見を生かすために、計画の素案に対する意見を募集します。

- ◎意見ができる人 市内に在住する人、市内に事務所（事業所）を有する個人・法人・団体、市内在勤・在学の人
- ◎閲覧場所 生活安全課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所 ※市ホームページで閲覧することもできます。
- ◎提出期限・募集方法 2月2日（金）（必着）に任意の用紙に住所、氏名、ふりがな（団体の場合は事務所の所在地、団体名および代表者氏名）を記入し、郵送または窓口（FAX、E-mailでも可）※住所・氏名が公表されることはありません。
- ◎意見の公表 いただいた意見は内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみの意見、内容に合致しない意見、住所・氏名等を明記していない意見等は公表されません。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。

※提出された意見に対する個別の回答はしません。

〒756-8601 山陽小野田市 生活安全課（☎82-1133 FAX83-2604）

岡山生活安全課（☎82-1133）
岡山障害福祉課（☎82-1170）